

加古川市立保育所又は加古川市立認定こども園における職員等に係る給食費の徴収に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市立保育所又は加古川市立認定こども園（以下「保育所等」という。）における職員等に係る給食費の徴収について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及びその他市長が認める者をいう。
- (2) 給食費 保育所等の食事の提供に要する費用のうち、職員等が負担する経費をいう。
- (3) 給与等 加古川市職員の給与に関する条例（昭和28年条例第9号）第2条第2号に規定する給与及び加古川市会計年度任用職員の給与及び報酬等に関する条例（令和元年条例第6号）第2条第3号に規定する報酬等をいう。

(給食費の徴収)

第3条 市長は、給食の提供を受けた職員等から1食あたり225円の給食費を徴収する。

(給食費の納付方法)

第4条 職員等は、給食費を給食の提供を受けた月の翌月の末日までに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(給食費の給与等からの控除)

第5条 市長は、職員等が給食費を自らの給与等から引き去ることを希望する申出があった場合は、当該職員等の給与等からこれを控除することができる。

2 前項の申出をする者は、職員等給食費給与等引き去り申出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(申出の取り下げ)

第6条 前条第2項に規定する申出をした者が当該申出を取り下げる場合は、職員等給食費給与等引き去り申出取下げ書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の加古川市立保育所又は加古川市立認定こども園における職員等に係る給食費の徴収に関する要綱第3条の規定は、この要綱の施行の日以後に実施する給食に係る給食

費について適用し、同日前に実施する給食に係る給食費については、なお従前の例による。

職員等給食費給与等引き去り申出書

年 月 日

加古川市長 様

〔申 出 者〕	
所 属 名	
職員コード	
氏 名	

私は、加古川市立保育所又は加古川市立認定こども園における職員等に係る給食費の徴収に関する要綱第 5 条第 2 項の規定に基づき、私の毎月の給与等から給食費を引き去ることを下記のとおり申し出ます。

記

引き去りを開始する月 年 月支給分から

職員等給食費給与等引き去り申出取下げ書

年 月 日

加古川市長 様

〔申 出 者〕	
所 属 名	
職員コード	
氏 名	

年 月 日付で提出した職員等給食費給与等引き去り申出書
（様式第 1 号）を加古川市立保育所又は加古川市立認定こども園における職員
等に係る給食費の徴収に関する要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり取り
下げます。

記

申出を取り下げる月 年 月支給分から